

R 6年度 八代一中生徒心得

- 1 仲間を大切に。(思いやりのある言葉遣いと行動)
- 2 やつしろスピリッツ (あいさつ・ききかた・そろえかた)
- 3 授業はやる気で真剣勝負。仲間と教師と学び合い。
- 4 服装は一中生としての自覚と誇り。
- 5 見通しを持って行動。5分前行動の意識。2分前着席完了。

生活のしおり

一中生徒としての自覚と誇りをもって行動し、「みんなが安心して笑顔で過ごせる」楽しい第一中学校にするために次のことを守りましょう。

校則の見直しについては①「多様性の尊重」、②「気候変動等に対応した過ごしやすさ」、③「華美に流れることなく落ち着いた学校生活を実現する」の3つの視点を持って議論を進めることとする。
【令和5年度生徒総会決定事項】

I 学校生活について

〔礼儀〕

- 1 校門一礼 (一中の伝統)
- 2 時と場にあった言葉遣いやあいさつ、態度を正しく身につけ実践する。
- 3 「親しき仲にも礼儀あり」(仲間へのあたたかい声かけ、感謝)

〔登下校〕

- 1 登校は時間に余裕をもって遅刻しないようにする。(8時10分着席完了)
- 2 欠席・遅刻・早退は「安心・安全メール」を利用して8時までに保護者が連絡する。
- 3 遅刻した場合は職員室へ行き、学年の先生から「遅刻カード」を受け取る。
- 4 登校後は無断で外出しない。
- 5 登下校時に買い食いや寄り道はしない。

〔授業〕

- 1 授業に遅れてきたときは、必ず理由を教科の先生に告げ、許可を得て席につく。
- 2 学習に必要なものを忘れたときは、事前に教科の先生に届け出て指示を受ける。

〔所持品〕

- 1 所持品には、必ず学年・組・氏名を記入する。
- 2 不要物(学校生活に関係ない物)は持ちこまない。
- 3 金銭の貸し借りは絶対にしない。校納金などは登校後速やかに提出する。

〔その他〕

- 1 無断で他学年の棟や他教室、特別教室には入らない。
- 2 トイレの使用場所について
(1年生)3棟2階、2棟1階 (2年生)3棟1階、3階 (3年生)2棟2階、3階
- 3 ハサミ・カッターは持ってこない。安全面を考え事務室にて貸し出し用を管理する。
(授業等にて必要な際は、担任及び授業者が借用する)

[服装規定]

以下のきまりは令和5年度に定められた。
このきまりは、学級での話し合い、代議員会での話し合いを何度もくり返し、生徒総会にて全校生徒により作り上げられたものである。

- 1 服装は質素で清潔で中学生にふさわしいものを用いる。
標準服を購入するときは服装規定に準ずるものを購入する。
衣替えの時期については指定をせず、寒暖に応じて、自身の体調を考え調整する。
始業式、終業式、儀式的行事の際には、季節に応じて統一したものとする。

- 2 標準服は次の三タイプより選択する。

(1) 学生服タイプ

●夏用の服装

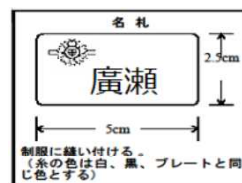
- ・白の開襟半袖シャツ又は白の単色・無地のポロシャツ、下はズボンとする。
- ・名札は標準服に縫い付ける。
- ・シャツの着用については、ズボンに入れることとする。
- ・インナーシャツを着用する。色は派手ではないものとする。
- ・ズボンはストレートの標準服マーク入りとし、必ずベルトを着用する。

●中間用の服装

- ・長袖カッターシャツ又は白の単色・無地の長袖ポロシャツ、下はズボンとする。
- ・名札やシャツ、インナーシャツ、ズボンの着用については、夏用の服装に準ずる。

●冬用の服装

- ・上下とも黒、詰め襟、カラー一体型の学生服で標準マーク入りとする。
- ・中着については、白のカッターシャツ又は白の単色・無地のポロシャツを着用する。
- ・名札やシャツ、インナーシャツ、ズボンの着用については、夏用の服装に準ずる。



学生服の上下には、左のマークが入っているものとする。

(2) セーラー服タイプ

●夏用の服装

- ・学校で定めるセーラー服を着用する。
- ・名札は標準服に縫い付ける。
- ・インナーシャツを着用する。色は派手ではないものとする。

●中間用の服装

- ・学校で定めるスカートを着用する。
- ・中着については、長袖カッターシャツ又は白の単色・無地の長袖ポロシャツを着用する。
- ・名札、インナーシャツの着用については、夏用の服装に準ずる。

●冬用の服装

- ・学校で定めるセーラー服を着用する。
- ・中着の色については、派手ではないものとする。
- ・名札、インナーシャツの着用については、夏用の服装に準ずる。

(3) ブレザータイプ

●夏用の服装

- ・白の開襟半袖シャツ又は白の単色・無地のポロシャツ、下はズボンとする。
- ・名札は標準服に縫い付ける。
- ・シャツの着用については、ズボンに入れることとする。
- ・インナーシャツを着用する。色は派手ではないものとする。
- ・ズボンはストレートとし、必ずベルトを着用する。

●中間用の服装

- ・長袖カッターシャツ又は白の単色・無地の長袖ポロシャツ、下はズボンとする。
- ・名札やシャツ、インナーシャツ、ズボンの着用については、夏用の服装に準ずる。

●冬用の服装

- ・学校で定めるブレザータイプの標準服を着用する。下はズボンとする。
- ・中着については、白のカッターシャツ又は白の単色・無地のポロシャツを着用する。
- ・名札やシャツ、インナーシャツ、ズボンの着用については、夏用の服装に準ずる。

3 厳寒期の服装は次のとおり定める。

- (1) 紺のボックスコート又は部活動で購入した防寒着、スポーツ用のウインドブレーカー等の防寒着を、登下校において標準服の上から着用できる。
- (2) 防寒着については、形、色等、派手ではないものとする。
- (3) 標準服の下には、トレーナー、ベスト、セーター（フードつきでないもの）を着用できるが、襟元はOネックかVネックのもの、色は単色・無地とし、派手ではないものとする。
- (4) 黒又はベージュ色のタイツを着用できる。
- (5) パーカーは着用しない。
- (6) 手袋及びネックウォーマーは登下校時のみ着用できる。



写真のように、名前だけフルネームで記入する。学年・クラスや名前以外の不要な言葉、絵などは一切記入しない。足元であなたの「人となり」が判断されますよ。

4 登校用の靴、上履き、靴下について

- (1) 登下校用の靴は運動に適した、白地のスポーツシューズとする。
- (2) 上履きは規定の物に右の図のように記名する。
- (3) 靴下はくるぶしが完全にかくれるものとする。色は派手ではないものとする。

※派手ではないものとは、全てにおいて、白・黒・紺・グレーで統一する。

頭髪のきまり

以下のきまりは令和5年度に定められた。
このきまりは、学級での話し合い、代議員会での話し合いを何度もくり返し、従来のきまりに修正を加え、生徒総会にて全校生徒により作り上げられたものである。

- 1 長髪にする場合は次のことを基本方針とする。
 - (1) 清潔で、衛生的であること。勉強・運動の妨げにならないこと。
 - (2) 流行に流されず華美にならないこと。
- 2 次のことをめやすとして、みんなで守るようにしよう。
 - (1) 共通事項
 - ① 整髪料は、原則として使わない。
 - ② 染色、パーマ等(薬液処理)はしない。
 - ③ 部分カットや部分伸ばしなどをせず、左右・全体のバランスが崩れないようにする。
 - (2) 短髪
 - ① 短髪にする場合には、ショートカット(刈り上げ)をめやすにする。
 - ② 前髪の長さは目にかからない程度、横髪の長さは耳を出す程度にする。
 - ③ 後ろ髪の長さは、えりにかからない程度にする。
 - (3) 長髪
 - ① 前髪・横髪の長さは、目にかからない程度にする。
 - ② 後ろ髪の長さは、脇ぐらいの程度までにする。
 - ③ 肩より長くなったらゴムで一つか二つ結びとし、体操帽子がかぶれるよう耳より下の位置で結ぶようにする。
 - ④ ピン、ゴムは黒が基準。派手にならないように必要最小限(2個程度)にする。

熱中症等の健康面を配慮した対応について

気候変動に対する熱中症等の健康面を配慮し以下のように対応する。(R5年度～)

- (1) 日焼け止めの使用について
 - ① 休み時間(昼休みを含む)または帰りの会后、教室内で使用する。
 - ② 一中バック、または部活動バックに直しておく。
 - ③ クリームタイプ(塗るタイプ)のものを使用する。
 - ④ 安全面を考え、スプレータイプのは不可とする。
 - ⑤ 無着色・無香料タイプのものを使用する。
- (2) 水筒の使用について
 - ① 水筒の中身は、水、お茶、スポーツドリンクとする。
 - ② 校舎内に設置している冷水機を利用し、適宜補充を行う。(休み時間)
- (3) アームカバーの着用について
 - ① 身体上の問題等を考慮し、担任と保護者で確認の上、登下校時の使用を認めている。色については派手ではないものとする。(白・黒・紺・グレー)
 - ② 体育の時間の使用についても同様とする。
- (4) 帽子の着用について
 - ① 年間を通して、登下校時の帽子の着用を認める。
 - ② 経済的負担等を考慮し、体育帽子または部活動で使用しているものとする。

Ⅱ 校外生活について

【八代生徒指導連絡協議会申し合わせ事項(1)～(5)】

1 外出時には次のようなことを守って行動する。

(1) 帰宅時刻(中学生)

【春】	3月～	5月	午後6時
【夏】	6月～	8月	午後7時
【秋】	9月～	11月	午後6時
【冬】	12月～	2月	午後5時

(2) 夜間外出、外泊は禁止する。

(3) カラオケボックス、ゲームセンター(コーナー)、ボーリング場、バッティングセンター、インターネットカフェ等への出入りを禁止する。

(1)(2)(3)については、保護者同伴の場合は、法規・条例等を遵守する

(4) 映画鑑賞、催し物については保護者の責任のもと行う。

(5) 自転車は正しく乗るようにする。

二人乗り、並進、無灯火乗車等はせず、ヘルメットを着用する。

(6) 一中生の約束事

① 先生達の研修等で早く下校した際には、16時までは家庭学習の時間とする。

② 小学校等の公共施設へ入るときには、必ず許可をとって入るようにする。

自転車通学のきまり

- ◆ 自分の命を守ることにすること
 - (1) ヘルメットをきちんとかぶり、あごひもを締める。
 - (2) 左側を1列で通行する。
 - (3) 2人乗りをしない。
 - (4) 雨の日はカッパを着用する。カサさし運転はしない。
 - (5) 暗くなったら早めにライトをつける。 ※原則としてオートライト
 - (6) 道路交通法と交通マナーをきちんと守って、安全運転に心がける。
 - (7) 整備点検を確実にし、安全な自転車に乗る。
 - (8) ハンドルについては次のように指定する。
 - ・高さはサドルの高さより高いものとする。
 - ・グリップは水平か下向きであること。
 - ・改造ハンドルは認めない。
 - ・カマキリやマウンテンバイク等の極端なものや派手なものは認めない。
 - (9) 一中バッグは背負う。重くて大きい荷物は、前かごに入れず、荷台を使う。
 - (10) 自転車に乗った場合、両足のつま先がとどくようにする。
- ◆ 自転車の管理に関すること
 - (1) ヘルメット・自転車には、ステッカー以外の所に、必ず名前を明記する。
 - (2) 許可ステッカーと点検済みステッカーは後輪泥よけの後部に貼る。
 - (3) 学校敷地内では乗らずに押して歩く。ヘルメットは自転車小屋で着脱する。
 - (4) 部活動通学生は、部の活動があるときだけ自転車の使用を認める。
※テスト休み期間や、3年生の中体連大会以後は自転車での登校は認めない
 - (5) 自転車は決められた場所に並べて置く。
 - (6) ヘルメットはSGマークがついたものを使用する。
 - (7) ヘルメットは前かごに入れ、その他のものもきちんと整頓しておく。
 - (8) スタンドは、サイドスタンドではなく直立させられるタイプにする。
 - (9) 自転車には鍵をかけ、鍵は個人で責任を持って保管する。
- ◆ 自転車通学のきまりに関すること
自転車通学においては、TSマークまたはその他の自転車安全保険への加入を条件とする。また、許可されていても、上記の学校の注意事項が守れない場合、本人の命を守るために、許可を取り消す場合もある。

一中 SNS 宣言

1 個人情報や悪口、不適切な言葉を使わない

○写真や個人情報は原則のせない ○発言には責任を持つ

2 情報を見極める

○情報をうのみにせず、冷静に考える ○判断に困ったときは大人に相談する

3 家庭のルールを決める

○1日の利用時間と終了時間を決めて使う ○フィルタリングをつけて利用する

我が家のルール

部活動部員のきまり

服 装

- 1 学校生活、学校体育で許可されている服装を原則とするが、練習着、又はユニホームとして認められた服装であれば着用してもよい。シャツはズボンや短パンの中にきちんと入れる。
- 2 休業日、土曜・日曜、祝祭日の登下校は、標準服又は本校の体育服又は部として許可を得たユニホーム等を着用する。
- 3 大会には学校のルールを守って参加する。また、競技にふさわしくない服装(ルーズソックス・くるぶしソックス等)をしない。文化部も同じ。

練 習

- 1 練習は真面目に真剣に取り組むこと。
- 2 練習の取りかかりをできるだけ早く、終わったら早く更衣をして帰宅する。
- 3 先生、コーチの指示、指導には素直に従い、行動すること。
- 4 用具は大切に、正しく使用すること。

部室使用

- 1 部員は、部活動練習時のみ部室の使用を認める。休み時間等出入りをしない。
- 2 部室内に活動に必要なもの以外の持ち込みを禁止する。
- 3 部室は常に整理し清潔にしておくこと。
- 4 上記のことが守れない場合は、使用を禁止する場合もある。

飲 食

- 1 登下校時の買い食いは平日、休日、試験日、練習日を問わず全て認めない。
- 2 試合や練習日に特別な事情で部長の指導のもとに飲食させる場合は、一ヶ所にかたまり他の部員や人に目立たない所で飲食すること。
※特別な事情とは、保護者の差し入れや合宿・試合など

その他

- 1 スポーツにルールがあるように人の生活にもルールがあることを忘れないこと。
- 2 上級生らしく、下級生らしく温情と尊敬の中で心身の錬磨に努めること。
- 3 その部を愛して入部したからには、部員として部の不名誉となる行動、態度を慎むこと。
- 4 校内生活のきまりを守れず、特別指導を受けた場合、個人及び部全体が大会参加を見合わせる場合もある。
- 5 中学校卒業まで部員である。部活動部員のきまりは3月31日まで適用する。

部活動練習時間

月	月 ～ 金	
	終 了	下校完了
4月～9月	18：30	18：45
10月～2月(中旬)	18：00	18：15
2月(中旬)～3月	18：30	18：45

生徒会憲章

わたしたちは、第一中学校の生徒として、この憲章にもとづき、自治的精神を養い個性を伸ばし各人責任を重んじ義務を果たすとともに全員協力して学校の発展に努めます。

第1章 名 称

第1条 この会は八代市立第一中学校生徒会といいます。

第2章 会 員

第2条 本校の生徒はすべて会員になります。

第3章 目 的

第3条 この会は次のことを目的とします。

- (1) 民主的な生活態度を体得する。
- (2) わたしたちの学校生活がよりよい方向に向けられることに関心を持つ。
- (3) 会議の精神と技術を体得する。
- (4) 学校及び社会における指導者としての精神を養う。
- (5) わたしたち生徒がお互いに知り合い、理解し合う機会を持つ。
- (6) 自主的に学校生活の道義の向上を目ざす。

第4章 組織と役員

第4条 生徒には執行機関としての執行部と議会機関として生徒議会及び選挙管理委員会をおきます。

第5条 執行部の組織は次のように定めます。

- (1) 執行部は次の役員で組織します。
会長、副会長、書記、庶務、企画、広報
- (2) 会長、副会長は全会員の無記名投票で選出します。
- (3) 会長は第2学年生徒の中より、副会長(2名)は第1・2学年生徒の中より(1名ずつ)選出して学校長より承認をうけて定めます。
- (4) 書記、庶務、企画、広報は職員会議にて学校長の承認を受け、会長が任命します。

第6条 生徒総会は本会の最高決議機関とします。生徒総会は会長が必要と認めたとき及び生徒議会の要請があったときに会長が招集します。

第7条 生徒議会は本会の決議機関として生徒会活動の決議権を有します。

- (1) 生徒議会は生徒会本部役員、各専門委員長および代議員をもって構成します。なお、代議員は各学級より2名選出され、代議員会を構成します。
- (2) 議長及び副議長は会長が指名し議会の承認を必要とします。
- (3) 生徒議会は原則として毎月1回開催します。また必要に応じて会長の承認をへて議長が臨時会を開きます。

第8条 執行部のなかに専門委員会を設置します。

- (1) 専門委員会の増設及び改廃は必要に応じて生徒議会で決定します。
- (2) 専門委員会の委員長と副委員長は職員会議にて学校長の承認を受け、会長が任命します。
- (3) 専門委員会は、専門委員会の長を中心として各学級の専門委員で構成します。

第9条 役員の任期は1年とします。欠員が生じた場合は会長の指名により議会の承認をへて補充します。なお、後任者の任期は前任者の残りの期間とします。

第5章 定足数、議決数

第10条 議会は総議員の3分の2以上の出席がなければ議事をひらき議決することができません。

第11条 議会の議決は、出席議員の過半数の賛成を必要とします。また、賛否同数の場合は議長がこれを決定します。

第12条 議会で決定したことは学校長の承認をへて実施します。

第6章 憲章改正

第13条 この憲章について修正する必要があるときは、総議員の3分の2以上の賛成をへて会長が生徒総会に提案し、全会員の過半数の承認を得た場合、学校長の承認をへて決定します。